

## 九州佐賀国際空港 フードパーク(フルサービスレストラン)運営事業者募集要領

### 第1 募集の内容

#### 1 目的

九州佐賀国際空港3階フードパーク(飲食エリア)において、フルサービスレストランの運営を行う事業者を公募により選定するため、必要な手続き等について定めるものです。

#### 2 施設概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 施設名    | 九州佐賀国際空港 3階フードパーク内フルサービスレストラン                         |
| (2) 場所     | 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道9476番地187                               |
| (3) 面積及び席数 | 店舗 75.84 m <sup>2</sup> 、厨房 70.53 m <sup>2</sup> 、28席 |
| (4) 対象者    | 航空機利用者、来館者、関係者  |

#### 3 コンセプト

空港を訪れるお客様に対し、心地よく過ごせる特別な空間で佐賀県産の食材を使用した料理や接客も含め質の高いサービスを提供することで、佐賀の魅力を発信できるような店舗としてください。

#### 4 実施条件

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 実施方法    | 佐賀空港内の構内営業許可を受けたくうえで事業を行っていただきます。   |
| (2) 営業開始日   | 令和4年4月1日(金)から遅くとも令和4年5月1日(日)までには営業を始めてください。   |
| (3) 営業日/時間  | 年中無休。開館から閉館時間内(航空機運航時間により変動有)。  |
| (4) 提供品目    | メニューは原則自由です。  |
| (5) 提供価格    | 適切な価格で提供してください。   |
| (6) 施設関連備品等 | ①原則として既存の厨房機器(別紙1「 <b>厨房機器一覧</b> 」)を使用し、その維持費用を負担してください。<br>②テーブル、イス等については、既存の家具を利用してください。<br>③既存の厨房機器の修理、更新はビル会社にて行います。<br>ただし出店者の故意・過失等出店者の責めに帰すべき事由によるものはこの限りではありません。<br>④上記機器備品以外の厨房用品、什器、その他必要な備品は、出店者の負担とします。 |
| (7) 法令等の順守  | 食品衛生法、空港ビル管理上の規則その他法令、規則等に基づいた事業運営を行っていただきます。   |

- (8) 契約形態 借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約
- (9) 契約期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(3年間)  
※契約期間は、更新がなく期間の満了により賃貸借は終了します。  
契約期間終了後は、再度募集を行います。再応募は可能です。
- (10) 賃貸料等 ①賃貸料は月額単価 6,700 円/㎡、管理費は月額単価 1,500 円/㎡を基本とします。ただし、賃貸料については減免措置があります。  
②既存厨房機器の維持費用として月額 46,000 円(税抜)の設備使用料を負担して頂きます。  
③共有の更衣室を使用される場合はロッカー使用料として別途月額 3,000 円(税抜)／箇所を負担して頂きます。  
④その他詳細については契約書により取り決めます。
- (11) 直接費 ①使用許可を受けた部分で使用する光熱水費については、計量器(子メーター)等により使用実績に応じ電気料および水道料の実費相当分を別途負担していただきます。  
②ガスは、出店者で契約していただきます。
- (12) 使用に当たっての注意義務等 ①施設・設備の管理  
(ア) 出店者は、賃貸借物件(建築、電気、機械及び防災等の各設備は除く。)を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければなりません。  
(イ) (ア)の規定による維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、出店者の負担とします。  
(ウ) 出店者は、賃貸借期間中、賃貸借物件を指定する用途以外に供することはできません。  
(エ) 出店者は、賃貸借契約に基づく権利の全部又は一部を他の者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等をすることはできません。  
(オ) 出店者は、賃貸借物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画書を変更しようとするときは、事前に書面により承認を受けなければなりません。
- ②廃棄物の処理等  
(ア) 店舗で販売した商品・包装等から発生する全ての廃棄物回収・処分については、出店者の負担で責任をもって行ってください。  
(イ) 商品・廃棄物等の搬入・搬出は1階の東側出入口を使用して行ってください。

### ③原状回復

- (ア) 賃貸借契約が取り消されたとき又は賃貸借期間が満了したときは、出店者は、自己の負担で、ビル会社が指定する日までに、賃貸借物件を原状に回復して返還してください。ただし、ビル会社が特に承認したときは、この限りではありません。
- (イ) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、ビル会社は出店者の負担においてこれを行うことができます。

### ④損害賠償

- (ア) 出店者は、その責めに帰す理由によって、賃貸借物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、賃貸借物件を現状に回復した場合は、この限りではありません。
- (イ) (ア)に掲げる場合のほか、出店者は、ビル会社が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。
- (ウ) 出店者は、出店場所の使用に当たり、ビル会社又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

### ⑤賃貸借契約取り消しに伴う損失の取扱い

- (ア) 賃貸借契約を取り消した場合において、その取り消しにより出店者に損失が生じた場合でも、ビル会社はその損失を補償しません。
- (イ) 賃貸借契約が取り消された場合において、出店者が賃貸借物件を改良し、有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還は行いません。

### ⑥その他

- (ア) 店舗内は全て禁煙とし、店舗内外に灰皿を設置することはできません。
- (イ) 店舗の設置・運営に当たっては、賃貸借契約条件、関係法規及び空港ビルの関係規則等に定める事項を遵守してください。
- (ウ) ビル会社は、賃貸借物件について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し指示することがあります。

## 5 設備等の概要

別紙2「全体配置図」及び別紙3「設備等配置図」を参照してください。

## 第2 応募者の資格・手続等

### 1 応募者の資格

応募の資格者は、次のすべての要件を満たしていることとします。

- (1) 募集の内容を理解し、出店に意欲があり、良質な飲食品等を適切な価格で提供できる能力を有するものであること。
- (2) 応募者が成年被後見人、被保佐人でないこと又は破産者でないこと。
- (3) 破産手続開始の決定を受けた法人又は精算法人でないこと。
- (4) 食品衛生法に基づく営業の禁止命令、停止命令又は改善命令の行政処分を過去3か年受けていないこと。
- (5) 県税(県民税、事業税及び地方消費税)の未納がないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
  - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) (6)の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
- (8) 応募者又は応募団体の役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

### 2 施設内覧

施設内覧は次のとおりです。但し現入居者が営業中のため、ご希望日に添えない場合があります。

- (1) 開催日時 令和3年12月27日(月)～令和4年1月21日(金)の間で随時可能。
- (2) 開催場所 九州佐賀国際空港 3階 フードパーク内フルサービスレストラン
- (3) 参加方法 参加を希望される場合は、**施設内覧申込書(様式1)**により申し込んでください。(FAX、電子メールでの提出の場合は、送信後、電話で着信確認を行ってください。)

送付先：〒840-2212 佐賀市川副町大字犬井道9476番地187

佐賀ターミナルビル(株) 総務部 事業企画グループ 宛

電 話：0952-46-0100

F A X：0952-46-0109

Eメールアドレス：[ml.jigyousaga-ab.jp](mailto:ml.jigyousaga-ab.jp)

### 3 募集内容等に関する質問の受付

(1) 受付時間 令和3年12月27日(月)より随時受付

(2) 質問等の方法 **「質問書」(様式2)**により、FAX、電子メール、郵便又は持参にて提出してください。

様式は佐賀ターミナルビル(株)のホームページからもダウンロードできます。

URL：[saga-ab.jp](http://saga-ab.jp)

(FAX、電子メールでの提出の場合は、送信後、電話で着信確認を行ってください。)

Eメールアドレス：[ml.jigyousaga-ab.jp](mailto:ml.jigyousaga-ab.jp)

(3) 回 答 随時、佐賀ターミナルビル(株)ホームページで公表します。ただし、質問の内容に応じて、ビル会社の判断で質問者のみ回答を行う場合があります。

(4) そ の 他 質問者は、応募を予定している方に限ります。

### 4 応募の手続

(1) 申請書類の内容

応募の申請に当たっては、次により申請書類を提出してください。

なお、ビル会社が必要と認めた場合、この他に資料の提出を追加して求めることがあります。

様式は佐賀ターミナルビル(株)のホームページからもダウンロードできます。

URL：[saga-ab.jp](http://saga-ab.jp)

・**応募申請書(様式3)**

・**企画提案書(様式4)**

・**年間収支見積表(様式5)**

・**事業所概要書(様式6)**

・**誓約書(様式7)**

(2) 提出部数

申請書類は、1部提出してください。

(3) 申請期間

応募の申請を受付期間及び時間は、次に掲げるとおりです。

申請期間：令和3年12月27日(月)～令和4年1月31日(月)(必着)

受付時間：午前10時から午後5時まで(土日、祝日は除く)

(4) 提出方法

申請書類の提出方法は、持参又は郵送とします。

提出先：佐賀ターミナルビル(株) 総務部 事業企画グループ

住所：〒840-2212 佐賀市川副町大字犬井道9476番地187

(5) その他

応募の申請に係る費用は全て応募者の負担とします。

申請書類で用いる言語は日本語、通貨は円とします。

提出された申請書類は一切返却いたしません。

### 第3 出店者の決定方法

提出された申請書類により、社内審査し出店者を決定します。

審査結果については、各申請者に別途通知します。

### 第4 スケジュール(予定)

令和3年12月27日(月)

公募開始

令和3年12月27日(月)～令和4年1月21日(金)

内覧・質問受付期間(随時回答)

令和4年1月31日(月)

申請締め切り

令和4年2月上旬～中旬

運営事業者決定

### 第5 募集内容等の問合せ先

佐賀ターミナルビル(株) 総務部 事業企画グループ

電話：0952-46-0100

F A X：0952-46-0109

Eメールアドレス：[ml.jigyousaga-ab.jp](mailto:ml.jigyousaga-ab.jp)

### 第6 個人情報の取扱い

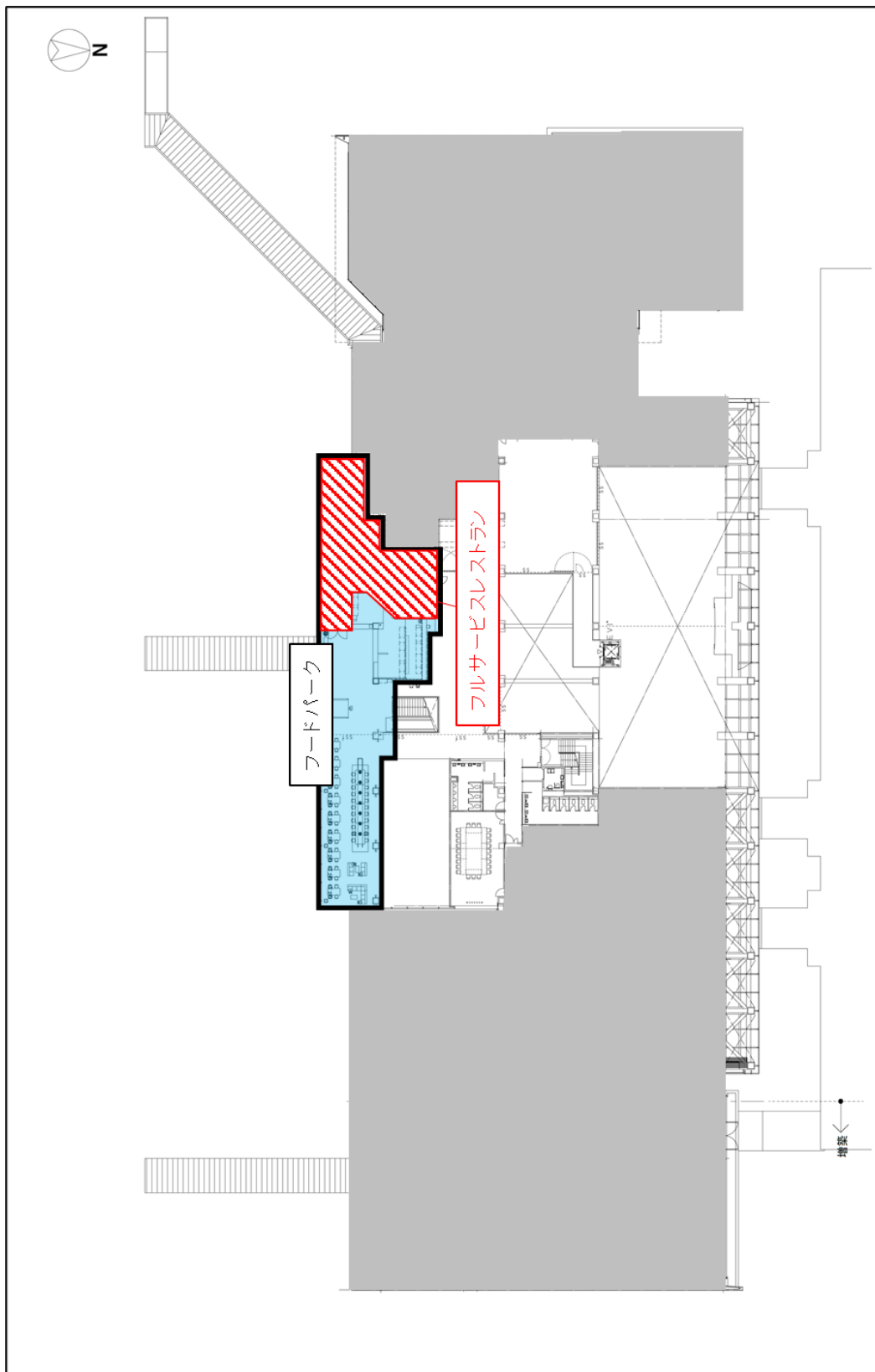
お預かりしました個人情報は、出店者選考のためのみに利用いたします。

厨房機器一覧

No	品名	規格			数量
		W	D	H	
1	冷蔵庫 (センターピラーレス)	900	655	1950	1
2	冷蔵庫	760	655	1950	1
3	ガス炊飯器	506	470	449	1
4	台	650	600	650	1
5	冷蔵庫ショーケース	900	650	1900	1
6	台下戸棚	1500	400	850	1
7	台	900	600	850	1
8	水切付二槽シンク	1400	680	850	1
9	パイプ棚	1350	350	1段	1
10	上棚	1200	350	2段	1
11	シンク付台	1300	750	850	1
12	中華レンジ	600	750	800	1
13	台	1050	680	850	1
14	脇台	270	810	850	1
15	ガスゆで麺器	450	750	850	1
16	コールドテーブル	1200	600	850	1
17	ガステーブル	1500	600	850	1
18	台下戸棚	1000	600	850	1
19	脇台	350	750	850	1
20	台下戸棚	900	750	850	1
21	台	500	750	850	1
22	台下戸棚	1400	400	850	1
23	吊戸棚W/上棚	1400	500	620	2
24	冷凍ストッカー	485	327	860	1
25	台下戸棚	1700	400	850	1
26	台下戸棚	1200	600	850	1
27	シンク付台 (扉付)	575	710	850	1
28	ダストテーブル		600	850	1
29	ソイルドテーブル	1600	750	850	1
30	クリーニングテーブル	920	750	850	1

No	品名	規格			数量
		W	D	H	
31	ガス瞬間湯沸器	420	277	1005	1
32	ガス瞬間湯沸器	420	277	1005	1
33	電子レンジ	422	476	337	2
34	サービシェルフ	550	500	1段	1
35	上棚	1400	350	1段	1
36	アイスピン	348	463	295	1
37	冷蔵庫ショーケース	1200	650	1900	1
38	電子レンジ (家庭用)	488	368	279	1
39	脇台	300	600	850	1
40	台	750	600	850	1
41	オープンキャビネット	1050	400	1800	1
42	上棚	700	300	1段	1
43	変形台	900	400	850	1
44	上棚	900	300	1段	1
45	台	500	460	850	1
46	上棚	1200	350	1段	1
47	台	600	420	850	1
48	フードウォーマー	340	540	285	2
49	冷蔵庫	1500	805	1950	1
50	冷蔵庫 (センターピラーレス)	900	805	1950	1
51	コールドテーブル	1800	600	850	1
52	コールドテーブル	1500	600	850	1
53	台	450	600	650	1
54	戸棚 (スイング扉)	500	750	1800	1
55	台下戸棚	1600	600	850	1

全体配置図





設備等配置図

